

長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金 について
～よくあるお問い合わせ～

令和4年11月18日

【1. 補助金の対象】

Q1-1 補助金の目的は何か。

A1-1 原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が省エネルギー設備を導入する事業について、費用の一部を補助することにより、経営の改善を支援すること等を目的としています。

Q1-2 補助金の対象者は。

A1-2 県内に主たる事業所を置いて事業を営む中小企業者等（中小企業支援法第2条第1項各号※に規定）のうち、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表1に掲げる業種を営む者です（創業後1年未満の者を除く。）。

<※1>中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす会社または個人)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① ②～④以外	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<※2>中小企業支援法第2条第1項第3号

業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業等	3億円以下	300人以下

<※3>中小企業支援法第2条第1項第4号

事業協同組合、商工組合、協業組合、等

Q1-3 補助の要件は何か。

A1-3 申請要領中「2 補助対象者」をご参照ください。

Q1-4 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。

A1-4 1事業者ごとの申請になります。

Q1-5 本社が県外であっても、補助金の対象となるのか。

A1-5 県内に主たる事務所、事業所を置く中小企業者等が補助の対象となります。

※主たる事務所とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいう。

Q1-6 既に事業着手しているが対象となるか。

A1-6 本補助金は、令和4年11月18日以降に契約・発注した設備導入にかかる事業が対象となります。令和4年11月17日までに着手した事業は対象となりません。

Q1-7 補助金の対象となる設備は何か。

A1-7 申請要領の「4 対象経費及び対象設備」をご参照ください。

Q1-8 居抜き物件を購入し、今後飲食店を開業予定である。設備が古いので更新したいが対象となるか。

A1-8 要件を満たす省エネ等設備を導入する場合は対象となります。ただし、新規創業者（法人設立後1年未満等）については対象外です。

Q1-9 補助金の対象となる業種が限定されるのはなぜか。

A1-9 原油価格や物価高騰に関する支援については、県において様々な業種の支援制度を設けており、本補助金については、製造業やサービス業などを補助の対象としています。

Q1-10 同一事業者が複数の業種の事業を営んでいる場合、対象業種はどのように判断するのか。(例：主たる事業は建設業で、そのほかに、飲食店を営んでいる場合、飲食店の対象設備を更新する際は、補助金の対象となるのか。)

A1-10 申請要領に記載している対象業種を事業として営むのであれば、事業規模の大小にかかわらず対象となり得ます。ただし、更新する設備は、対象業種の事業活動で使用されることが必要です。(例の場合、更新する対象設備を飲食店でのみ使用することを写真等で証明していただく必要があります。)

Q1-11 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。

A1-11 省エネルギーのために、古い業務用エアコンや冷蔵庫などを最新機種に更新したり、電力使用量を削減するため建物内の照明をシステム管理する機器に更新するためなどの設備購入費・設計費・工事費が対象となります。

Q1-12 営業車両の燃費が悪いため更新したいが対象になるのか。

A1-12 車両は対象外です。

Q1-13 飲食店の照明をLED照明に交換する導入する場合、補助対象となるのか。LED電球に交換するだけでよいのか。

A1-13 調光機能を有した照明設備は「調光制御設備」として補助対象となります。また、電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。

Q1-14 対象の調光制御設備と一緒にLED電球を設置する場合、LED電球は「(c) 指定設備導入事業対象設備一覧」に型番登録されていないが、省エネ性能を証明する資料は何を提出すればよいのか。

A1-14 (交換前と比べて省エネとなることがわかる) 製品カタログやメーカー発行の仕様書など又は省エネ法に基づくトップランナー基準を達成していることがわかる資料を提出してください。

Q1-15 本補助事業にかかる経費について、国や市町が実施している補助金等と重複して申請してもよいか。

A1-15 同一の対象設備、経費等について、国、県及び市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して申請することはできません。

Q1-16 消費税は補助対象となるのか。

A1-16 消費税は補助対象としません。補助申請額は必ず「税抜き」で、申請してください。

Q1-17 今回の工事に併せてコロナ対策のための間仕切りやパーティションの設置を同時に施工したい。この工事費用は今回の対象となるのか。

A1-17 今回の補助金は、省エネルギーのための設備購入費・工事費が対象となるため、間仕切りの設置等は対象外です。

同時に工事することは構いませんが、補助の対象となる費用と対象とならない費用を明確に分ける必要があります。

Q1-18 実施要綱に記載のないユーティリティ設備（種別）も省エネ等であれば補助対象になるか。

A1-18 実施要綱別表2の設備区分及び種別に記載がないユーティリティ設備は対象になりません。

Q1-19 県内2つの事業所の業務用冷蔵庫を補助対象の業務用冷蔵庫にそれぞれ1台ずつ更新することはできるか。

A1-19 可能です。ただし、申請は1事業者1回限りです。

Q1-20 複数台または複数の種類の補助対象設備を組み合わせることはできるか。

A1-20 可能です。ただし、申請は1事業者1回限りです。

Q1-21 機器の更新だけでなく、新設、増設、修繕は対象になるか。

A1-21 新設、増設は対象となります。修繕は対象外となります。

Q1-22 補助対象経費が30万円未満であるが補助金はもらえるか。

A1-22 本補助金は、補助要件として補助対象経費が30万円（補助率2/3、＝補助金額は20万円が下限）以上の設備導入事業を対象としていることから、補助対象経費が30万円未満の場合は申請できません。ただし、複数の店舗への導入や、複数の設備の導入は可能であり、合計して30万円以上の場合は申請可能です。

【2. 申請手続き】

Q2-1 申請はいつまで出来るのか。

A2-1 令和5年2月10日（金）（当日消印有効）までに提出をお願いします。

Q2-2 申請書の様式はどこで入手できるのか。

A2-2 県庁の公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/chushokigyoshien-kinyu/minisyoenesetsubi/>



長崎県 小規模 検索 🔍

Q2-3 どこへ申請すればいいのか。

A2-3 以下の宛先へ郵送してください。

〒850-8799

長崎中央郵便局私書箱第136号

長崎県小規模省エネ等設備導入補助金申請受付センター 宛

※差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※郵便料金は申請者でご負担をお願いします。

Q2-4 持参による申請は可能なのか。

A2-4 持参による申請は受け付けておりません。

Q2-5 普通郵便で郵送してよいか。

A2-5 必ず簡易書留やレターパックなど追跡ができる方法での郵送をお願いします。

Q2-6 申請にはどのような書類が必要なのか。

A2-6 申請要領中「6 申請方法」及び「7 申請・支給の流れ」をご参照ください。

Q2-7 免許証の有効期限が切れているが使用できるか。

A2-7 有効期限内の身分証明書で申請してください。用意できない場合は、マイナンバーカード等、その他の証明書で申請してください。

Q2-8 個人事業主の本人確認書類は健康保険証でもよいか。

A2-8 本人確認書類として健康保険証を添付する場合は、健康保険証の写しと住民票の写しを添付してください。

Q2-9 採択の方法は。

A2-9 要件を満たすものから順に採択し、予算額に達した場合は、受付を終了します。

【3. 補助金交付】

Q3-1 申請から補助金の入金までどのくらい時間がかかるのか。

A3-1 申請に必要な書類を全て受理してから、書類に一切の不備がなければ1～2ヵ月程度で「交付決定通知書及び交付額の確定通知書」を送付する予定です。その後、3週間程度で「交付申請書」に記載された口座に補助金を振り込みます。

Q3-2 補助金が交付されない場合はあるのか。

A3-2 審査により、補助対象経費でなかった場合など、補助金を交付しない場合があります。

当補助金を前提として設備を導入する場合は、事前に申請要領等をよくご確認いただいた上で着手いただくようお願いいたします。ご不明な点があれば、長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センターにお問い合わせください。

Q3-3 補助金の交付決定を受けても、事前に補助金を交付されなければ、施工業者に支払えない。事前に補助金をもらえないのか。

A3-3 今回の補助金においては、事業完了後の支払いとなります。

Q3-4 設備の導入が工期の遅れなどの理由により、令和5年2月10日までに完了しない場合、補助金はもらえないのか。

A3-4 本補助金は設備導入後、支払いが完了した上で、令和5年2月10日までに補助金申請書を郵送する必要があるため、補助金は交付できません。申請要領を確認するとともに、受注業者に導入の日程等を十分に確認した上で事業を開始してください。

【4. その他】

Q4-1 補助金は課税の対象になるのか。

A4-1 課税対象となります。

Q4-2 本補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、他者へ譲渡したりしてもよいのか。

A4-2 本補助金により取得等したものについては、その趣旨に沿った適切な使用等をお願いします。よって、他者への譲渡など、目的外の使用は原則認められません。